

平成20年度第4回京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会 －会議概要－

1 日 時

平成21年3月25日（水） 午後1時から午後2時20分

2 場 所

市役所305会議室

3 出席委員

岡本委員長、河本委員、村上委員、藤澤委員、服部委員、玉嶋委員
西村委員、林委員、吉崎委員、北川委員、山田委員、木下委員
計 12名（順不同、敬称略）

4 内 容

- (1) パブリックコメントの実施結果について
- (2) 第2期京田辺市障害福祉計画最終案について
- (3) 平成21年度京田辺市障害者基本計画の策定について
- (4) その他

【委員長】：第2期京田辺市障害福祉計画に係るパブリックコメントの実施結果について報告をお願いします。

【事務局】：資料1について報告

【委員長】：何かご意見や今後に向けてのご提案はございませんか。ないようですので次の議題に移ります。第2期京田辺市障害福祉計画素案について説明をお願いします。

【事務局】：資料2・参考資料1について説明

※委員から承認を得たため、素案が本案として成立

【委員長】：何かご意見・ご質問があればお受けします。

【委 員】：障害福祉サービス報酬が改定されるとありますが、具体的にどの程度上がるのですか。

【事務局】：額について記載されたページはありますが、本日は配布しておりません。厚生労働省の会議の場で正式な単価が出されていましてホームページでご覧いただくことも可能ですし、ご希望でしたらお渡しもさせていただきます。

【委員長】：他に何かありませんか。ございませんようでしたら第2期京田辺市障害福祉計画本案を最終案とさせていただきたいと思います。
それでは引き続きまして京田辺市「障害者基本計画」策定のためのアンケート調査結果書及び第2期京田辺市障害福祉計画概要版について説明をお願いします。

【事務局】：資料3・資料4について説明

【委員長】：何かご質問やご意見はございませんか。

【委 員】：本校では京田辺地域に住む生徒が小学部・中学部・高等部すべてをあわせて約60名おりまして毎年4、5名が卒業していきます。障害福祉計画とアンケートは並行して進められたということで、アンケート調査が趣旨ではないことですが、事務局としてはこのアンケート結果を障害福祉計画にどのように反映させていくお考えですか。資料2のP38に居住系サービス見込みということで21～23年度とも共同生活援助が5人分とあるわけですが、これが果たして適切な数字なのか、前年の需要がこれだけだったから今年度も同じと見込んでいいものか、福祉としてさらに充実して上げていく必要があるのかが見えてきません。

【事務局】：このアンケート結果については来年度の第2期障害者基本計画に反映させていきたいと思っております。第1期障害者基本計画につきましては平成9年度から16年度までの計画であり、その後は後継計画が策定されていないという状況です。その間に障害福祉分野を取り巻く環境も大きく変わっておりまして、当然来年度の

第2期障害者基本計画は後継計画であり、そのなかに今回行ったアンケート調査結果報告書の総括に基づいて、具体的にどういう取り組みをするかなどを書かせていただきたいと思っています。もちろん今回策定する障害福祉計画は障害者基本計画の実施計画ですので、障害福祉計画で策定している数字に向けた取り組みについても障害者基本計画に盛り込んでいきたいと考えています。

【委員】：保護者の方はご自身が高齢になった場合に子どもさんがどういう生活ができるかについて強い不安を持っておられます。資料2のP38に居住系サービス見込みとして共同生活援助が5人分とありますが、本校の生徒が毎年5人ずつ卒業していき、他にも支援を必要とされる方がいます。これが数値としてどういう重みがあるのかが読みません。保護者の方にしても子どもさんにどういった将来が待っているのかがこの資料からは見えにくく、また、どういう数字として扱われるかがわからないと思います。

【委員長】：21年度の障害者基本計画策定に向けて、今この段階で積み残した課題を整理していただき、またそちらで再燃させて検討いただきたいと思います。他に何かありませんか。

【委員】：概要版の4の③福祉施設から一般就労への移行のところですが、表の意味が理解できません。ここに指定されている福祉施設とは何を指すのですか。たとえば我々のような無認可の共働作業所は入っていないのですか。うちの作業所を卒業して一般就労に結びついている人が数名いるのですが。

【事務局】：福祉施設というのは基本的には自律支援法に規定されている施設が中心になってきます。一般に無認可と呼ばれている事業所はこの表には入れておりません。

【委員】：この表とは実態が異なります。大阪の二部上場企業に就職が決定した人もいますし、今までにも我々の事業所を卒業して一般就労に結びついた人が数名います。法律に基づいて数値目標を1としているのでしょうかが実態としてはもっと一般就労につながっています。このことに就労支援を行う側として違和感を覚えます。また、一般市民の方がこの表をご覧になっても、その意味を理解

してもらえないのではないかと思います。

それと、資料3のP108に保育・教育についてのアンケート結果が出ていますが、私は保育園の経営もしておりますので小学校の先生や障害児学級の担任や校長先生と話をする機会があります。そのなかで学校側の悩みとしては幼稚園や保育園から来るデータが正確でないということです。身体の児童については手帳や医師からの意見もあるのでわかるのですが、広汎性発達障害や高機能自閉症などの児童については幼稚園・保育園時代から市の保健師と連動しながら経過観察を行うなかで、市の見解と現場の見解が異なる実態があります。そこで小学校の先生方はもう少し保育園幼稚園の現場の職員のスキルを上げてほしいと思っておられるということをお聞きしています。このアンケートについては保護者の方が回答されたと思いますが、現場の幼稚園・保育園の職員、小学校の障害児学級の先生方におかれではまた違った角度からの実感があると思います。そのところを計画に反映できる方策はないでしょうか。たとえばこの委員会に地元の障害児学級の担任なり保育園の主任や園長先生などの代表の方に出てきてもらって一緒に話することは無理ですか。

【事務局】：概要版の4の③福祉施設から一般就労への移行に対してのご意見につきまして補足させていただきます。ご指摘いただいたとおり無認可の共働作業所から就労に結びついたケースも何件かあると聞いております。そのことは市としましても誇らしいことであり就労につながる取り組みをしておられる事業所があるということで、その数字をこの表に記載したいとは思うのですが、まず法律で福祉施設というものが規定されているということと、次に京都府から地域生活移行と就労支援に関する目標数値の設定については基本的には数字の変更はしないでほしいと言われていますのでこちらでは変えられない状況にあります。

【委 員】：京都府はどういう意図でそのようなことを言っているのですか。

【事務局】：この障害福祉計画は23年度を目標年度としているため第1期計画でたてた数値目標はその期間中継続されるものという考え方でありそれまでは当初たてた方針で進めなさいという指示のようです。ですから第2期計画でも同様の数字となっています。

【委員長】：国や府から様々な注文がありますが、説得力に欠ける部分が出てきますね。予算の関係や国の方針に即した数値目標ということでしょうが、数値目標が1というのはさびしい感じを受けますね。

【委 員】：国の方針が実態に即していないと思います。

【委員長】：現在の経済不況の折、障害のある方は特に排除されやすい傾向にあると思います。既存の職業にどう就労させるかも大事ですが、障害に見合った職種開発をしてはどうかということを国に対して何度か申しております。障害者基本計画を策定するにあたってはそのあたりがこれから行政の大きな課題だと思います。一般の方でも就労が大変な時期に何を言っているのだという向きもありますが、今の職種に無理に貼りつけるような方法ではなく、新たな職種を切り拓く努力をしていかなければならないと思います。

【事務局】：現場の先生方にこの委員会に参加していただいてはどうかというご提案につきましては21年度に予定をしております第2期障害者基本計画において各教育機関へのヒアリング調査を実施する予定です。他にも事業所や公共交通機関など全体を含めた調査を検討しています。そのなかで現場の声、そして各現場でのそれぞれの立場の方からのご意見を伺える場の開催についても考えてみたいと思います。

【委 員】：そういう会議の開催が具体的になってきた場合には、京都府や保健所ではなく京田辺市役所の担当課が主催する形での保育士・幼稚園教諭・小学校低学年担当の教師に対応できる専門的な知識を研修するシステムが必要だと思います。特に発達障害については6歳までの対応次第でその後の人生がまったく違ってきます。たとえば臨床心理士を市の嘱託職員として位置づける必要があるなど各方面に調査を実施することで様々な需要が明らかになれば実際的だと思います。

【委員長】：他に何かご指摘などありませんか。
概要版は全戸配布ですか。

【事務局】：全戸配布は考えていませんが、1,500部程度は刷る予定です。

【委員長】：ホームページからは見ることができますね。

【事務局】：もちろんダウンロードできるようにいたします。

【委員長】：次の議題に移ります。平成21年度京田辺市障害者基本計画の策定につきまして説明をお願いします。

【事務局】：資料5・参考資料2について説明

【委員長】：隣接の市町村の報告書を取り寄せるることは可能ですか。

【事務局】：できます。本市からも送らせていただいております。

【委員長】：今回のアンケート調査のように多数の対象から得たデータも大事ですが、何人か個別にヒアリングをかけて緻密なデータを集めると興味深い結果が出ます。これをグランデッド・セオリーと言いまして費用も時間もかかりますが、アンケート調査との整合性も図れますし貴重な意見も出てきますので、予算的に余裕があれば計画の策定にあたってこのグランデッド・セオリーに基づく質的調査法をベースにした調査の実施をお願いしたいと思います。
他に何かご指摘いただくことはございませんか。
それではその他につきまして事務局から何かありますか。

【事務局】：本日の策定委員会におきまして第2期京田辺市障害福祉計画素案をご承認いただいたということで今後素案を本案として取り扱うことになります。これから製本作業に入りまして完成した際には委員の皆様にご送付させていただきます。また同時に京田辺市議会への提出、近隣市町村・京都府等関係部署に配布してまいりたいと考えております。なお、平成21年度につきましては資料5にあります策定スケジュールに基づいて進めていきたいと思っております。

【委員長】：それではこれにて閉会とさせていただきます。